十八　成長障害の遺伝子診断
イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状
特発性低身長症
ロ　施設基準
(1)　主として実施する医師に係る基準
①　専ら内科又は小児科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。
②　内分泌代謝科専門医（社団法人日本内分泌学会（昭和五十九年十二月十一日に社団法人日本内分泌学会という名称で設立された法人をいう。）が認定したものをいう。以下同じ。）、小児科専門医又は臨床遺伝専門医であること。
③　当該療養について一年以上の経験を有すること。
④　当該療養について、当該療養を主として実施する医師として症例を実施していること。
(2)　保険医療機関に係る基準
①　内科又は小児科を標榜していること。
②　臨床検査技師が配置されていること。
③　医療機器保守管理体制が整備されていること。
④　倫理委員会が設置されており、届出後当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催すること。
⑤　医療安全管理委員会が設置されていること。
⑥　遺伝カウンセリングの実施体制を有していること。
⑦　遺伝子関連検査検体品質管理マニュアルに従って検体の品質管理が行われていること。
⑧　当該療養について症例を実施していること。

十九　経頸静脈肝内門脈大循環短絡術
イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状
内視鏡的治療若しくは薬物治療に抵抗性を有する食道静脈瘤若しくは胃静脈瘤、門脈圧亢進症性胃腸症、難治性腹水又は難治性肝性胸水
ロ　施設基準
(1)　主として実施する医師に係る基準
①　専ら消化器内科又は消化器外科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。
②　肝臓専門医（社団法人日本肝臓学会（昭和六十一年八月一日に社団法人日本肝臓学会という名称で設立された法人をいう。）が認定したものをいう。）であること。
③　当該療養について三年以上の経験を有すること。
④　当該療養について、当該療養を主として実施する医師又は補助を行う医師として十五例以上の症例を実施しており、そのうち当該療養を主として実施する医師として十例以上の症例を実施していること。
(2)　保険医療機関に係る基準
①　消化器内科又は消化器外科、麻酔科及び放射線科を標榜していること。ただし、当該療養を主として実施する医師が専ら消化器内科に従事している場合には、消化器内科、消化器外科、麻酔科及び放射線科を標榜していること。
②　実施診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。
③　消化器外科において、医師が二名以上配置されていること。
④　臨床工学技士が配置されていること。
⑤　病床を二十床以上有していること。
⑥　当直体制が整備されていること。
⑦　緊急手術体制が整備されていること。
⑧　二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。
⑨　医療機器保守管理体制が整備されていること。
⑩　倫理委員会が設置されており、必要な場合に事前に開催すること。
⑪　医療安全管理委員会が設置されていること。
⑫　当該療養について五例以上の症例を実施していること。

二十　骨髄細胞移植による血管新生療法
イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状
閉塞性動脈硬化症又はバージャー病（従来の治療法に抵抗性を有するものであって、フォンタン分類Ⅲ度又はⅣ度のものに限る。）
ロ　施設基準
(1)　主として実施する医師に係る基準
①　専ら循環器内科、外科又は心臓血管外科に従事し、当該診療科について十年以上の経験を有すること。
②　循環器専門医（社団法人日本循環器学会（昭和五十六年四月十七日に社団法人日本循環器学会という名称で設立された法人をいう。）が認定したものをいう。以下同じ。）又は心臓血管外科専門医であること。
③　当該療養について五年以上の経験を有すること。
④　当該療養について、当該療養を主として実施する医師として五例以上の症例を実施していること。
(2)　保険医療機関に係る基準
①　循環器内科、外科又は心臓血管外科及び麻酔科を標榜していること。
②　実施診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。
③　輸血を実施する部門（以下「輸血部門」という。）が設置され、常勤の医師が配置されていること。
④　専任の細胞培養を担当する者が配置され、院内で細胞培養を実施していること。
⑤　病床を二百床以上有していること。
⑥　当直体制が整備されていること。
⑦　緊急手術体制が整備されていること。
⑧　二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。
⑨　医療機器保守管理体制が整備されていること。
⑩　倫理委員会が設置されており、届出後当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催すること。
⑪　医療安全管理委員会が設置されていること。
⑫　当該療養について五例以上の症例を実施していること。
⑬　届出月から起算して六月が経過するまでの間又は届出後当該療養を五例実施するまでの間は、一月に一回、地方厚生局長等に対し当該療養の実施状況について報告すること。

二十一　ミトコンドリア病の遺伝子診断
イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状
ミトコンドリア病が強く疑われるもの
ロ　施設基準
(1)　主として実施する医師に係る基準
①　専ら内科、神経内科又は小児科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。
②　内分泌代謝科専門医、神経内科専門医、小児科専門医又は臨床遺伝専門医であること。
③　当該療養について一年以上の経験を有すること。
④　当該療養について、当該療養を主として実施する医師として症例を実施していること。